

地下水に着目した
法定外税導入に関する政策提言

平成31年3月15日

山 梨 県 議 会

目 次

1	提言の背景及び趣旨	P 1
2	検討の経過	P 2
3	まとめ	P 4

1 提言の背景及び趣旨

平成12年4月に施行された地方分権一括法等によって、法定外目的税の創設など地方自治体の課税自主権の拡充が図られたことから、これまで全国各地で様々な法定外税が導入されてきた。

平成13年、富士河口湖町（旧河口湖町・旧勝山村・旧足和田村）が全国初の法定外目的税として「遊漁税」を導入し、環境保全を目的に湖畔の環境整備に充てるため、河口湖を訪れる釣り客から税を徴収し、自主財源の確保を図っている。

また、都道府県の法定外目的税としては、27道府県が最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とする産業廃棄物関連の税を創設し、東京都及び大阪府では、ホテル、旅館等の宿泊者から徴収する宿泊税を創設している。

一方、山梨県では、平成12年から、水源涵養に係る施策に要する費用に充てるための法定外目的税として、森林整備に要する費用について、受益者負担の考え方から、特別の受益を得ているミネラルウォーター業界に負担を求めるとする「ミネラルウォーターに関する税」の導入についての検討を行った。

しかし、平成18年、租税法の専門家などで構成する検討委員会は、ミネラルウォーター税について、ミネラルウォーター業界の地下水利用の受益が、他の業界よりも特別に大きいとは言えないことなどから、積極的に評価することは難しく、慎重な対応が望まれるとの検討結果報告を出した。県ではこの報告を受け、導入を断念し、それ以降、法定外税導入の動きはない。

こうしたことから県議会として、自主財源が乏しく、大変厳しい本県の財政状況に対応し、魅力ある地域づくりを推進するため、新たな税源の創設に向けて提言することとし、平成30年4月に、ミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員会を設置した。

本委員会では、山梨県の貴重な財産である地下水が事業活動により多く採取されているという固有の状況から、地下水の採取に着目した法定外普通税を導入する必要があると捉え、執行部からの聴き取り調査、税の専門家からの意見聴取などを実施し、過去の法定外目的税を前提とした県の検討とは異なる視点で、検討を重ね、提言を取りまとめた。

県では、この提言を十分尊重され、法定外税導入に向けた検討を早急に行うよう求める。

2 検討の経過

(1) ミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員会の検討状況

- ・平成30年 4月19日 委員会設置
- ・平成30年 6月25日 第1回委員会
委員長等選出、今後の進め方
- ・平成30年 7月30日 第2回委員会
法定外税と過去の検討経緯について執行部説明と質疑
- ・平成30年10月11日 第3回委員会
神奈川大学青木宗明教授からの意見聴取等
- ・平成30年12月 3日 第4回委員会
論点整理
- ・平成30年12月18日 第5回委員会
論点整理
- ・平成31年 2月19日 第6回委員会
提言案の考え方の検討
- ・平成31年 3月 7日 第7回委員会
提言案の決定

(2) 委員の意見

地下水に着目した法定外税導入について、ほとんどの委員が賛成だったが、一部、次のような意見もあった。

- ・課税には慎重にも慎重な論議が必要であり、政策提言をこの時点を出すことは議会として拙速すぎる。

(3) 業界からの申し入れ

山梨県ミネラルウォーター協議会、一般社団法人日本ミネラルウォーター協会、一般社団法人全国清涼飲料連合会から次のとおり申入書の提出があった。

① 提出日

- ・平成30年 9月 3日
- ・平成30年12月14日
- ・平成31年 2月18日

② 主な内容

山梨県内のミネラルウォーター製造業者のみならず、すべての取水事業者の経営に多大な影響を与える可能性がある新税の導入に関する事案にも拘わらず、課税目的及び課税対象を明確にすることなく、また、関係する業界の意見聴取の機会の設定を行うことなく、「申入書」や一部委員からの意見を検討・反映することもなく、議会から県に対して政策提言を行う動きは承服しかねる。

3 まとめ

【現状・課題】

- 本県の平成30年度当初予算の歳入総額に占める県税収入の割合は、わずか20.9%で、過去10年を見ても、同程度で推移している。
また、平成29年度決算における自主財源比率は43.3%で全国29位となっており、歳入の多くを地方交付税や県債などの依存財源に頼らざるを得ない大変厳しい状況にある。
- 医療・介護・福祉の充実、地場産業の振興、大規模災害・震災への対応といった住民に身近な行政サービスを積極的に推進していくためには、基盤となる地方税財政の安定・強化を図ることが極めて重要である。
- 直面する厳しい財政状況に対応するため、個人県民税、法人事業税などの基幹税を補完するものとして、魅力ある地域づくりのための新たな税源の創設に向けて検討する必要がある。
- 本県は、県土の約8割を占める広大な森林など、豊かな自然から生み出される清らかな「水」に恵まれ、多くの産品が良質な水から生み出されているが、工業用水として使用する水の約78%が井戸水とのデータが示すとおり、事業活動における地下水の依存度が全国一高い。
- その中でも、ミネラルウォーターの本県での生産量は都道府県別のトップで、全国シェアの約44%を占めている。
また、生産量について、県がミネラルウォーターに関する税について検討した時期からの変動を見ても、大きな増加傾向にあり、ここ7年連続で過去最多を更新している。(平成16年：53万KL → 平成29年：143万KL)
- 税の専門家からは、法定外税の対象として、山梨県の豊かな自然から生み出される良質な地下水に着目した税が有力な候補になるとの意見をいただいた。

【提 言】

- 自主財源が乏しく、大変厳しい財政状況にある中で、今後、本県が魅力ある地域づくりを推進していくためには、新たな税源を創設し、財政の安定・強化を図ることが必要不可欠である。
- 地方自治体の課税自主権の拡充により、これまで全国で様々な法定外税が導入されている状況にあり、本県においても、本県固有の状況を鑑み、一般財源として幅広い事業に活用できる法定外普通税を創設すべきである。
- 本県固有の状況から、豊かな自然から生み出される地下水に着目した課税が有力な候補となるが、地下水が将来にわたり守り継いでいかなければならない県民共有財産であることを踏まえ、本県では事業活動により地下水が多く採取され、利益が生じている状況にあるため、地下水の利用に対しての課税を検討すべきである。
- 厳しい財政状況の中で税源を確保するため、一般財源として幅広く使用できる法定外普通税の導入を前提とし、税収は、地下水の保全・維持に関連する事業をはじめ、県民、納税義務者の理解が得られる事業に充てるべきである。
- 課税対象は、本県内での地下水利用行為とし、地下水が幅広く利用されている状況にあることから、地下水の利用者、利用形態・量等に応じた、具体的な取り扱いを考慮する必要がある。例えば、製品の洗浄など利用後に排水として河川に戻したり、公共利用として水道事業として使用したりする分を課税対象としてどう考慮するのか、また小規模採取者への配慮から課税最低限を設定するのかなどについて検討する必要がある。

課税対象として、地下水採取行為全般、地下水を原料とした製品の生産、県内地下水の県外への移出などが想定されるので、課税標準の把握、実際に徴税する際のコストなど幅広く、専門的な見地から検討し、決定すべきである。

- 具体的な税の制度設計に当たっては、地下水の利用状況、本県経済の影響などの精査を行い、県民、納税義務者の理解を得ながら進めるべきである。

- 以上を踏まえ、法定外税導入に向けた検討を早急に進められたい。

ミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員会

委員長 皆川 巖

副委員長 猪股 尚彦

委員 臼井 成夫

委員 永井 学

委員 宮本 秀憲

委員 乙黒 泰樹

委員 久保田 松幸

委員 水岸 富美男

委員 古屋 雅夫

委員 小越 智子